

みたけよってりゃあ振興券事業に関する加盟店規約

(目的)

第1条 この規約は、みたけよってりゃあ振興券事業に賛同し、参加できる特定事業者（以下「加盟店」という。）及び取扱い事項を明確にし、スムーズな運営を図ることを目的とする。

(加盟店参加資格)

第2条 御嵩町内において事業を営んでいる店舗・事業所全般とする。（但し娯楽業は除く）

(加盟店参加資格特例)

第3条 主たる店舗・事業所が御嵩町外であっても、御嵩町商工会員である場合は、加盟店としてこれを登録する。

(加盟店の表示)

第4条 加盟店は、御嵩町より提供されたのぼり旗、ポスターを店頭等お客様から目立つところに表示する。

(換金手数料)

第5条 御嵩町商工会会員である加盟店の場合、商品券換金手数料は0%（等価で換金）とするが、非会員加盟店の場合は、4%の換金手数料を支払わなければならない。（500円券の場合480円で換金）

(取扱い対象外品)

第6条 御嵩町が定める次のものについては、取扱い出来ないものとする。

- ① 不動産及び金融商品
- ② 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ④ 国税、地方税その他の公租公課

(禁止事項)

第7条 次の事項については禁止する。

- ① 現金との引き換え。
- ② 釣り銭の支払い。
- ③ お客様よりの振興券の使い回し。

(運営事項)

第8条 その他運営に関する事項は「みたけよってりゃあ振興券取扱い規約」に基づき実施する。

附 則

この規約は、令和4年7月29日から実施する。